

公共工事品質確保に関する議員連盟総会

(平成二〇年度第三回)

平成二十一年三月十九日(木) 十五時から
自由民主党本部 七〇一号室

議 事 次 第

一 開 会

一 「公共工事の品質確保に関する当面の
対策について」の取組状況について

一 国土交通省における

地域建設業支援のための取組状況について

一 その他

一 閉 会

公共工事品質確保に関する議員連盟役員

平成二十一年三月十九日現在

会長

衆議院議員

古賀 誠

会長代理

衆議院議員

逢沢 一郎

副会長

衆議院議員

中川 秀直
衛藤 征士郎
市川 一朗
藤井 孝男

参議院議員

幹事長

衆議院議員

根本 匠

事務局長

衆議院議員

菅 義偉
脇 雅史

参議院議員

常任幹事

衆議院議員

(制度検討部会長)

岩永 峯一
岸田 文雄
桜田 義孝
佐田 玄一郎
渡海 紀三朗
佐藤 信秋

参議院議員

最近の取組状況について

平成21年3月19日
国土交通省

主なダンピング対策について

最低制限価格等の見直し

- ①昨年に直轄事業及び中央公契連で引き上げた低入札価格調査基準価格を踏まえ、地方公共団体に低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しを促進。

(参考) 都道府県の低入札価格調査基準価格等の見直し状況

	見直し済	見直しなし
低入札価格調査基準価格	36団体	11団体
最低制限価格	29団体	12団体
(21年4月実施予定を含む)		

予定価格の事前公表の取りやめ

- ②地方公共団体の予定価格等の事前公表の取りやめを促進。

(参考) 都道府県の予定価格の事後公表への取組状況

	19年9月1日 ⇒	21年4月1日
事後公表のみ	7団体	9団体 (+2)
事前と事後の併用	4団体	11団体 (+7)
事前公表のみ	36団体	27団体 (△9)
(21年4月実施予定を含む)		

※川崎市は21年4月より事前公表から事前・事後併用へ移行

地域要件等の適切な入札参加条件の設定

- ③地方公共団体に対し、工事の規模・態様等を踏まえ、地域要件や実績要件の適切な設定を促進。

総合評価の拡充

- ④地方公共団体に対して実施目標の設定を促進するとともに、技術面・費用面での支援を実施。

(参考) 総合評価方式の導入率

	19年9月1日 ⇒	20年9月1日
都道府県	全て	全て
指定都市	全て	全て
市区町村	439団体 (24.3%)	761団体 (42.4%)

- ⑤地方公共団体に対して、地域貢献、地元施工実績等を重視する特別簡易型総合評価方式の導入を促進。

- ⑥施工体制確認型総合評価方式の実施
直轄工事において平成19年度は約4,500件で実施。

地方公共団体における調査基準価格・最低制限価格の見直し(平成21年4月1日(予定含む))

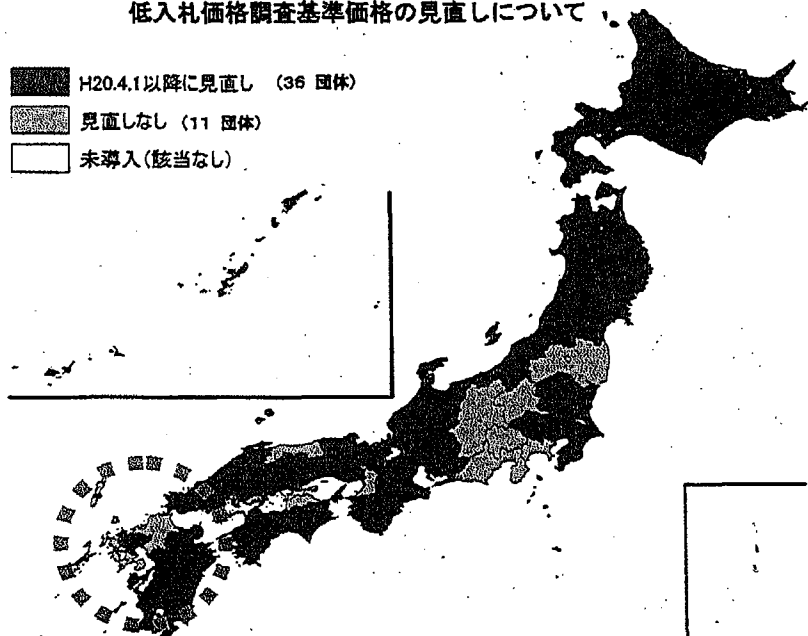
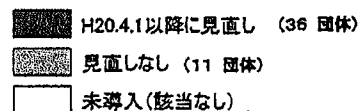
(低入札価格調査基準価格の見直し)

- ・都道府県の36団体(76.6%)、政令市の11団体(64.7%)が基準価格を見直し(H20.4.1以降)。
- ・都道府県の37団体(78.8%)、政令市の9団体(52.9%)において中央公契連モデルに準拠または同モデル以上の水準に設定。このうち、都道府県の34団体(72.3%)、政令市の8団体(47.1%)においては、本年4月の国交省の算定式見直し以降に引き上げ。

(最低制限価格の見直し)

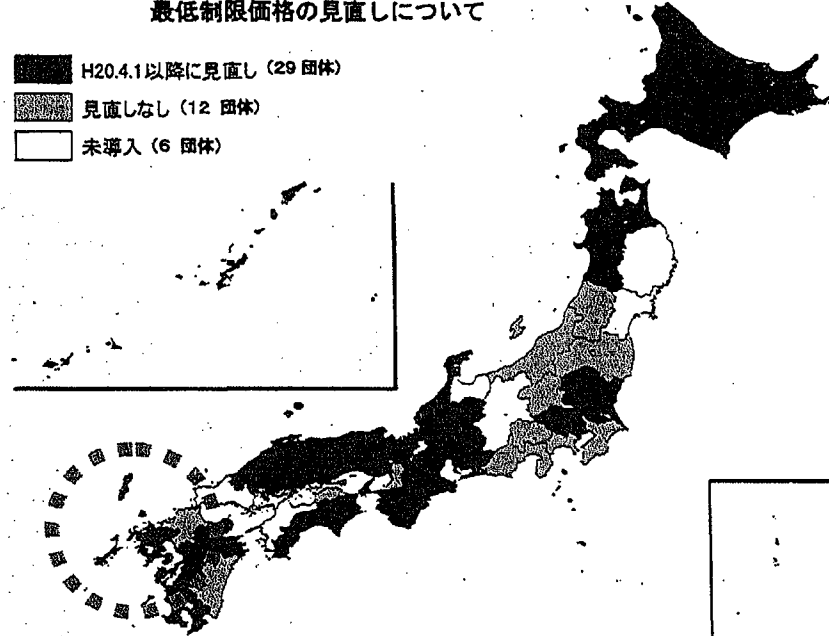
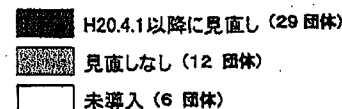
- ・最低制限価格導入団体のうち都道府県の29団体(70.7%)、政令市の13団体(81.3%)が最低制限価格を見直し(H20.4.1以降)。
- ・都道府県の22団体(53.7%)、政令市の8団体(50.0%)において低入札価格調査中央公契連モデルに準拠または同モデル以上の水準に設定。このうち、都道府県の20団体(48.8%)、政令市の全ての団体においては、本年4月の国交省の算定式見直し以降に引き上げ。

低入札価格調査基準価格の見直しについて



(佐賀県の見直し) 平成21年4月より、最低制限価格の水準を設計金額の90%程度に設定すると共に、低入札価格調査基準価格についても設計金額の90%程度に引き上げ

最低制限価格の見直しについて



(長崎県の見直し) 平成21年2月より、最低制限価格を90%程度に引き上げ(設定金額2億円以下の工事は一律90%に設定)

地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行(平成21年4月1日(予定含む))

(予定価格の事後公表への移行)

○予定価格の事後公表のみが、平成19年度に都道府県の7団体(14.9%)であったが、平成20年度以降、2団体(4.3%)(北海道・岡山県)が事後公表に移行。

○都道府県の8団体(17.0%)(福島県・千葉県・山梨県・和歌山県・高知県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県)が、平成20年度以降、事前公表のみから事前公表と事後公表の併用に移行。

○予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、都道府県の20団体(42.6%)、政令市の5団体(29.4%)。

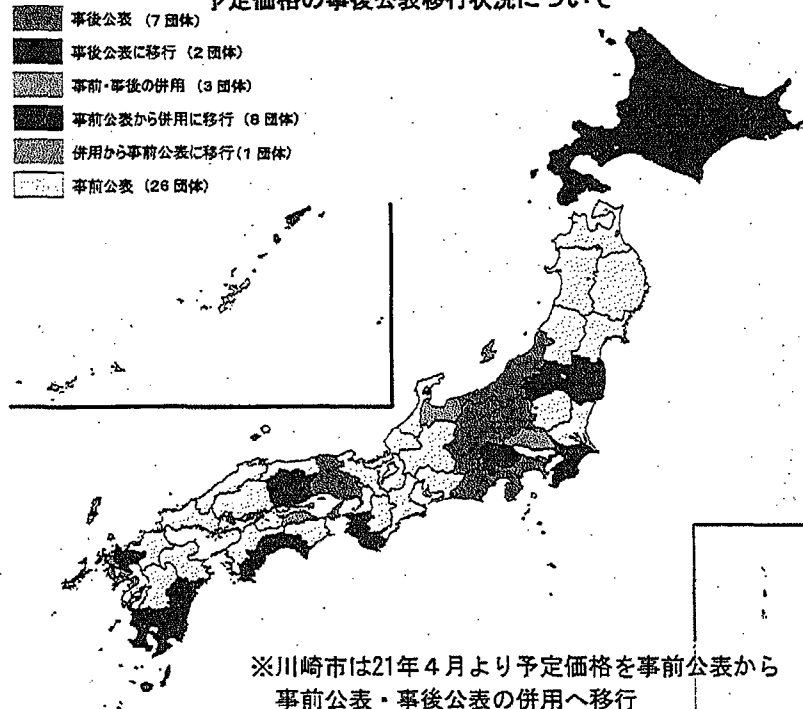
(低入札価格調査基準価格の事後公表への移行)

○調査基準価格の事後公表を平成19年度に都道府県の32団体(68.1%)、政令市の10団体(62.5%)で実施していたが、平成20年度以降、都道府県の3団体(6.4%)(和歌山県・鳥取県・高知県)、政令市の4団体(23.5%)(仙台市・さいたま市・新潟市・堺市)が事後公表に移行。

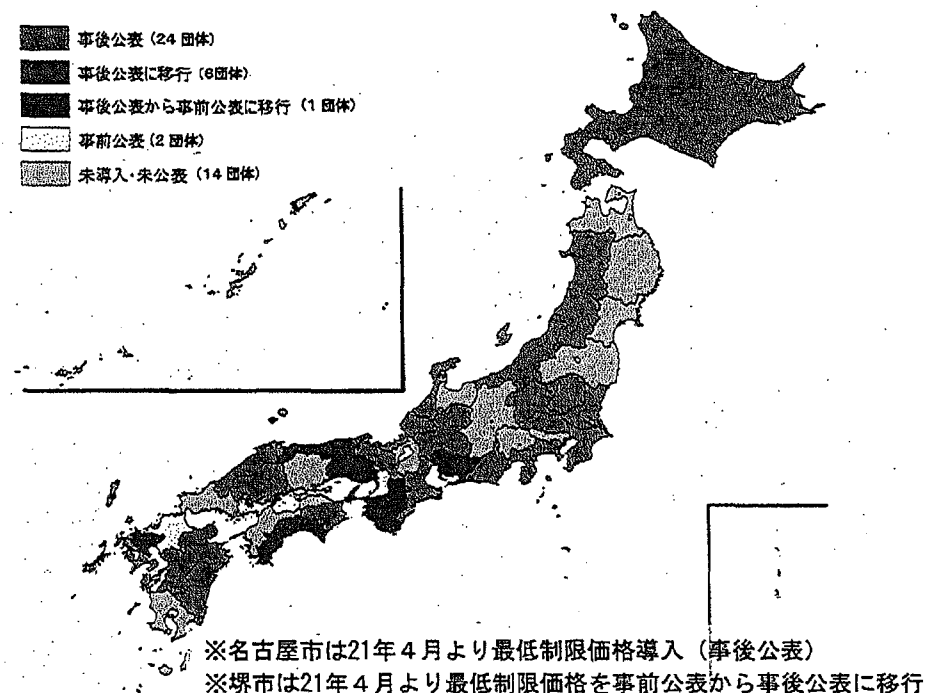
(最低制限価格の事後公表への移行)

○最低制限価格の事後公表を平成19年度に都道府県の26団体(63.4%)、政令市の9団体(60.0%)で実施していたが、平成20年度以降、都道府県の6団体(14.6%)(愛知県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・高知県・佐賀県)、政令市の4団体(23.5%)(仙台市・さいたま市・名古屋市・堺市)が事後公表に移行。

予定価格の事後公表移行状況について



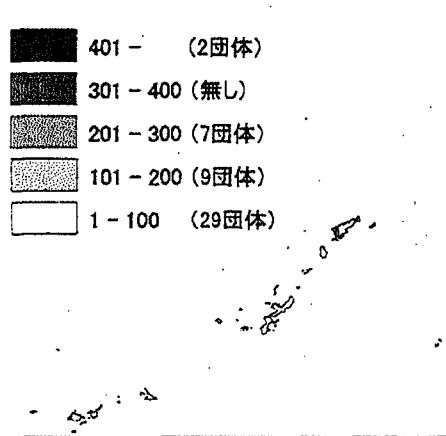
最低制限価格の事後公表移行状況について



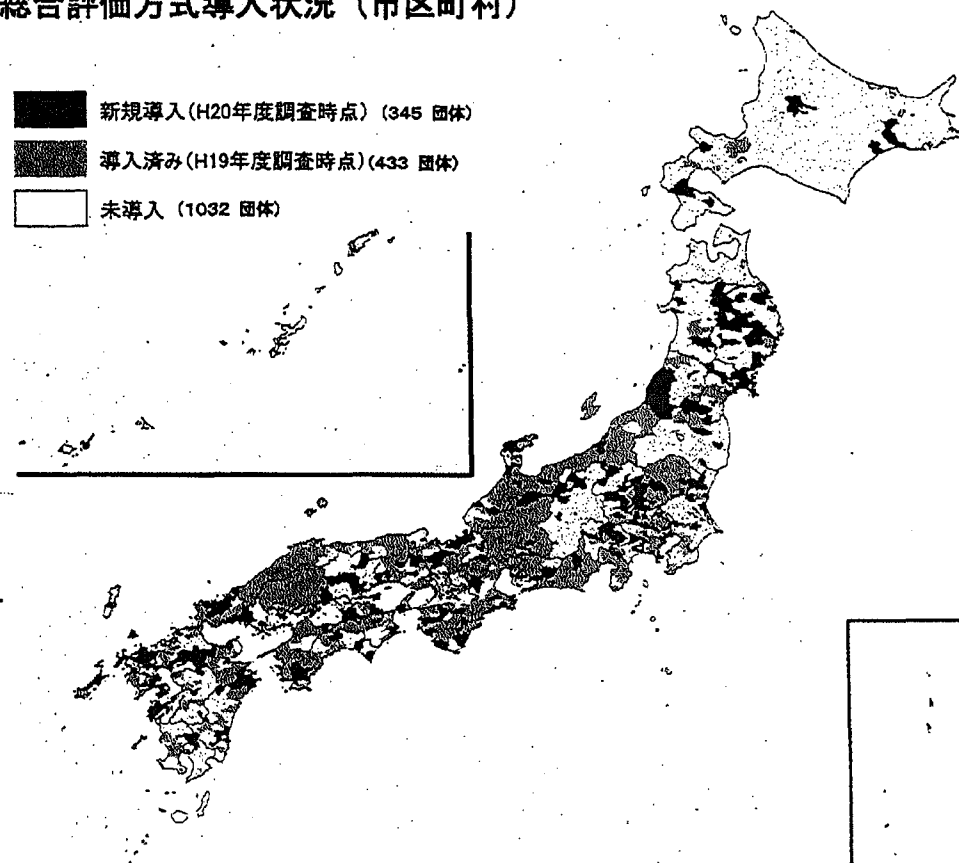
地方公共団体における総合評価方式の導入状況(平成20年度入札契約適正化調査より)

- 都道府県、政令市においては、全ての団体において総合評価方式を導入済み。
- 都道府県における実施件数は、100件以下が29団体(61.7%)と多くを占めており、更なる拡大が必要。長野県、宮城県は400件以上実施。
政令指定都市は全て100件以下となっており、同様の対応が必要。
- 市区町村においては、導入率が平成19年度の439団体(24.3%)から平成20年度は761団体(42.4%)に増加しているが、一般競争入札の導入状況と比較すると不十分な状況。
- 平成20年度において、都道府県の39団体(83.0%)、指定都市の16団体(94.1%)、市町村の326団体(42.8%)において総合評価方式の導入目標を設定。総合評価方式の対象金額を都道府県の30団体(63.8%)、政令市の8団体(47.1%)において平成20年度に新たに設定又は引き下げ。

総合評価方式実施件数(都道府県)



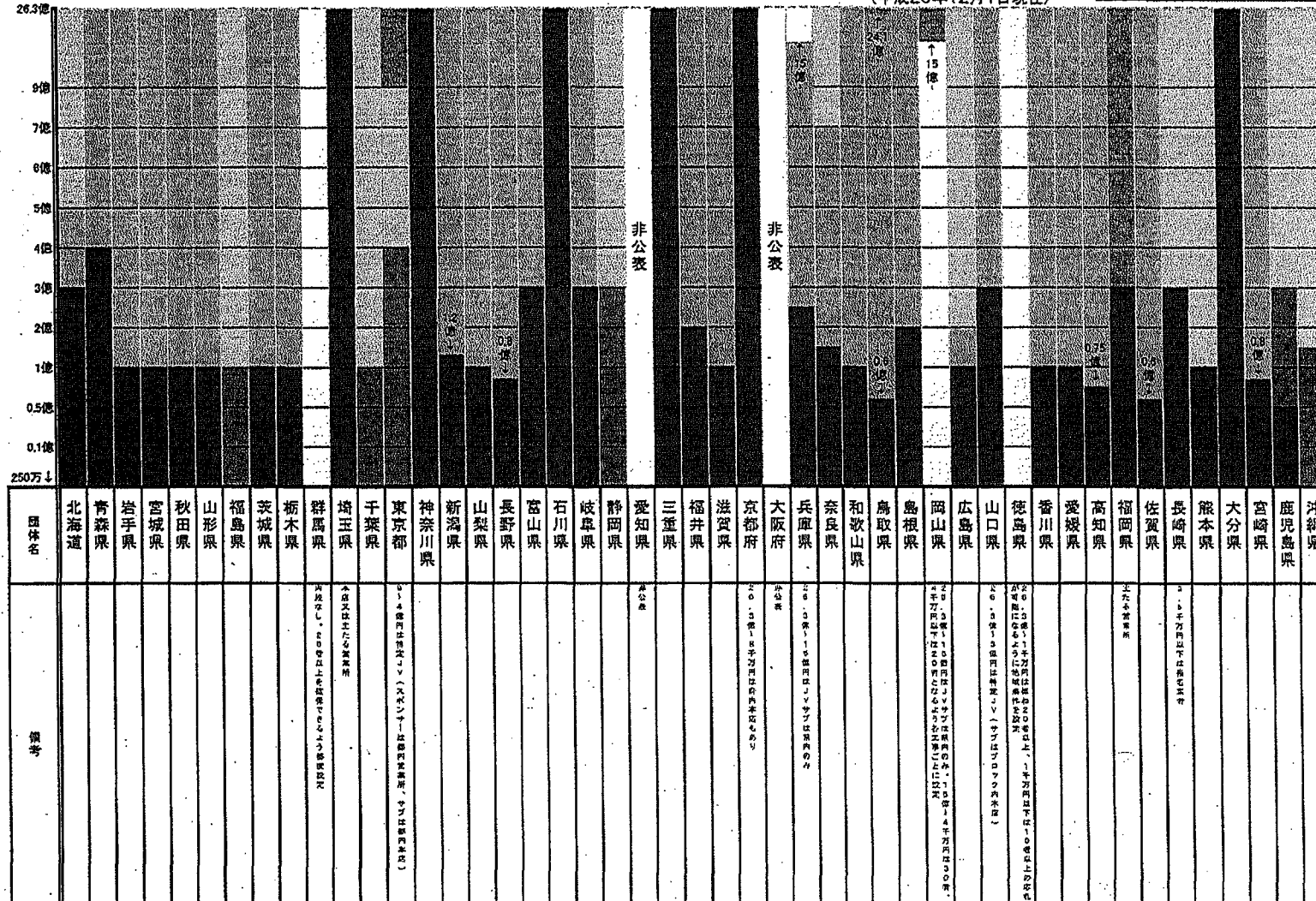
総合評価方式導入状況(市区町村)



都道府県発注工事における地域要件の設定について

国土交通省調べ
(平成20年12月1日現在)

凡例	本府	本支店営業所
県内		
一定区域内		
系内		
都庁指定		
地域要件無し		



※対象は一般土木(土木一式)
 ※主たる営業所は本社とみなしている
 ※JVは代表者の地域要件で纏めた
 ※一般競争入札と指名競争入札が併用している場合は一般競争入札の運用を纏めている

地域建設業に対する主な支援対策について

■ 資金調達の円滑化

- ・信用保証協会による緊急保証制度の活用。
- ・地域建設業経営強化融資制度の創設及び同制度の金利負担等の軽減措置の実施。
- ・早期発注、前払金の支払、工事検査の迅速化、ゼロ債金融保証の創設。

■ 経営力の強化

- ・弁護士や公認会計士等の専門家派遣など、緊急経営相談を実施。
- ・地域の建設業が農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種と連携し、地域の活力の向上に資する事業の立ち上げ支援（地域と建設業の元気回復事業）。

地域建設業経営強化融資制度

中小・中堅建設企業の皆さんへ

地域建設業経営強化融資制度のイメージ

地域建設業経営強化融資制度

～金融機関からの融資を受ける応援をします！～

- 公共工事請負代金債権を担保に融資を受けられます。
- 工事の出来高を超えた部分を含め融資を受けられます。
- 低入札価格調査を受けた者と契約した工事は対象外です。
- 建設企業の負担する金利・手数料等を国が一部助成します。

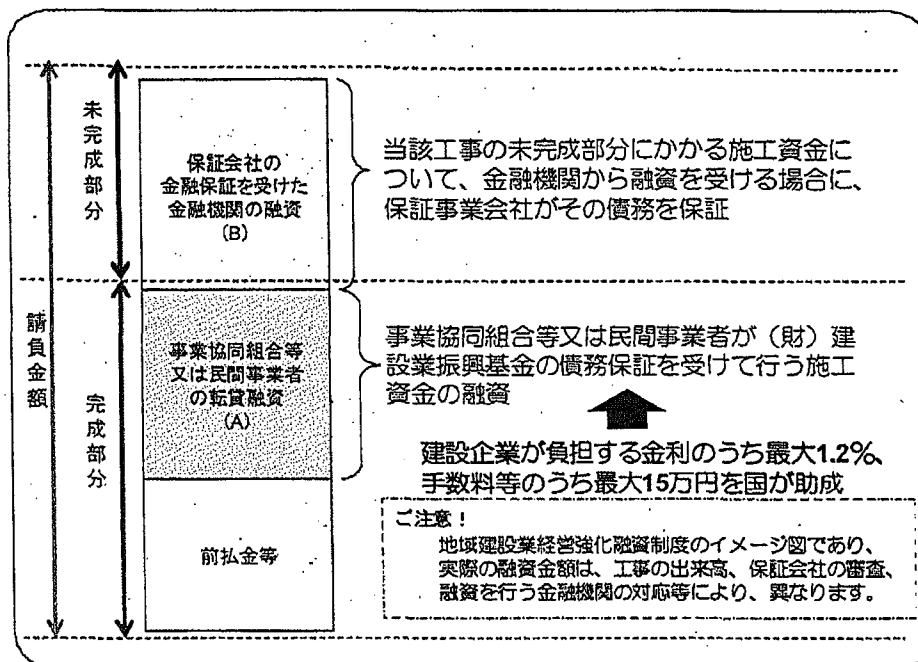
地域建設業経営強化融資制度等の実績について

○地域建設業経営強化融資制度等の実施状況
(平成20年11月4日～平成21年2月末)

件数	融資額(百万円)
803件	20,036

※1月末時点から303件、約97億円増加

(本制度は全都道府県で導入済み(平成21年3月6日時点))



【融資のご相談はこちらへ】

北海道建設業信用保証(株)
TEL 011-221-2092
東日本建設業保証(株)
TEL 03-3545-5125
西日本建設業保証(株)
TEL 06-6543-2844
(前払保証事業会社の各支店でもご相談いただけます)
北保証サービス株式会社
TEL 011-241-8654
株式会社建設経営サービス
TEL 03-3545-8534
株式会社建設総合サービス
TEL 06-6543-2848

【制度のお問い合わせはこちらへ】

国土交通省 建設市場整備課・建設業課 TEL 03-5253-8281
北海道開発局 事業振興部 建設産業課 TEL 011-738-0233
東北地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 022-225-2171
関東地方整備局 建設部 建設産業第一課 TEL 048-600-1906
北陸地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 025-370-6571
中部地方整備局 建設部 建設産業課 TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 建設部 建設産業課 TEL 06-6942-1071
中国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 082-511-8186
四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 087-811-8314
九州地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 092-471-6331
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 TEL 098-866-1910
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

保証事業会社による“ゼロ債金融保証”

～建設企業の年度末の資金繰りを応援します～

以下の事項を全て満たす方が対象となります。

- ☒ 平成20年度中に前払金が支払われない工事（ゼロ国債、ゼロ県債、ゼロ市債工事など）を受注した。
- ☒ 低入札価格調査の対象となっていない。
- ☒ 早期着工に必要な資金を金融機関から調達したい。

保証事業会社による金融保証を受けることにより、金融機関からの融資を受けやすくなります。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資を受けやすくなります。

- 対象工事は・・・平成20年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。
ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は、対象となりません。
- 保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成21年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。
- 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。
なお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。

モデルケース

- * 請負金額 1億円
- * 融資希望額 1,000万円
（材料代金：700万円、直用労務費：300万円）
- * 融資希望期間 平成21年3月15日から1ヶ月間
- * 保証料 約9,000円（日歩3厘＝年利1.095%）
- * 貸出利息 約21,000円（年利2.5%と仮定）

⇒ 約3万円（保証料＋貸出利息）で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることができます。

主な相談窓口

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092 (http://www2.hokkaido-cs.co.jp/)	国土交通省 建設業課 TEL 03-5253-8277
東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125 (http://www.ejcs.co.jp/index.html)	北海道開発局 事業振興部 建設産業課 TEL 011-738-0233 東北地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 022-225-2171 関東地方整備局 建設部 建設産業第一課 TEL 048-800-1908 北陸地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 025-370-8571 中部地方整備局 建設部 建設産業課 TEL 052-953-8572 近畿地方整備局 建設部 建設産業課 TEL 06-6942-1071 中国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 082-511-6188 四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 087-811-8314 九州地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 092-471-8355 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 TEL 098-866-1910
西日本建設業保証(株) TEL 08-6543-2109 (http://www.wjcs.net/)	

※ 保証事業会社の各支店で保証の申込を受け付けています。詳しくは各社のHP等で確認してください。

建設業と地域の元気回復事業

平成20年度2次補正
予算額 3,500百万円

地域の中小・中堅建設企業が、その保有する人材、機材やノウハウ等を活用し、農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種と連携しながら、地域の活力の向上に資する、地域の創意工夫を活かした事業を実施するに当たって、その立ち上げを支援。

1次募集受付期間 3月26日(水)～5月25日(月)

(100億円以内)

